

「茨城県金属くず取扱業に関する条例」 の全部改正（案）

関係
資料

主な改正点

1 取引時の相手方確認

- ・金属類の取引時における身分証明書等の確認を義務化する。

2 身分証明書等の写しの保存【新設】

- ・相手方確認時に提示を受けた身分証明書等の写しの保存を義務化する。

3 欠格事由

- ・金属くず商の許可の基準である欠格事由3項目に破産者、住居不定者、暴力団員などを追加し10項目に拡大する。
- ・法人の役員に対する欠格事由を新設する。

4 罰則

- ・古物営業法等に準じた罰則へと引き上げを行う。

5 簡易取消し【新設】

- ・一定期間の公告を行い、申出等がなければ所在不明許可者等の取消処分が可能となる規定を新設する。
 - ※ 迅速な取消処分、許可証悪用の防止

6 許可単位の合理化

- ・金属くず商を営もうとする者は、営業所ごとにその所在地を管轄する警察署への許可申請が必要であったところ、今回の改正にて、県内1許可制（主たる営業所を管轄する警察署への申請）に許可単位を変更する。
 - ※ 許可申請者手続負担の軽減

7 許可申請手数料

- ・新規許可者に係る許可申請手数料を欠格事由拡大に伴い増額する。

8 その他

- ・古物営業法等に準じて帳簿の保存期間、許可証の返納・書換、立入り、標識等の規定内容を整備する。



茨城県警察